



特集 2

市民税・県民税のお知らせ

◎市民税・県民税を納める人
本年1月1日現在、市内に住んでおり、前年中に一定の所得のある人に課税されます。対象者には、6月中旬に納税通知書を送付します。

■税額

●所得割 所得に応じて課税されます

●均等割 一定の所得がある人に一律に課税されます

●市民税 ↓ 3500円

●県民税 ↓ 2000円

■納付方法

次の3つの方法があります。

●普通徴収 各納期限(表1)までに、口座振替または金融機関などで直接納付

表1：納期と納期限	
第1期	6月30日(火)
第2期	8月31日(月)
第3期	11月2日(月)
第4期	来年2月1日(月)

●給与からの特別徴収 6月から来年5月までの給与から引き落として、給与支払者が納付

●公的年金からの特別徴収 本年4月1日現在、65歳以上の年金受給者は、公的年金所得に係る市民税・県民税を公的年金から引き落として、年金支払者が納付

課税されない人には納税通知書を送付しません。

◎市民税・県民税が課税されない人

●所得割・均等割ともに課税されない人
本年1月1日現在、次のいずれかに該当する人。

●生活保護法の規定による生活扶助を受けている
●障害者、未成年者、寡婦(夫)で、前年の合計所得金額が125万円以下

●均等割が課税されない人
次のいずれかに該当する人。

いることを証明する書類

② ↓ 不要

③ ↓ 在学を証明する書類(学生証、卒業証書など)

④ ↓ 所得減少の理由を証明する書類(離職票、失業保険受給証など)および本年の所得内訳がわかる書類(給与明細など)

⑤ ↓ 災の程度を証明する書類など

■申請方法

申請書と必要添付書類を持って市民税課へ。

※申請期限 ↓ ①～④の第1期は6月23日(火)、第2期は8月24日(月)、第3期は10月26日(月)、第4期は来年1月25日(月)まで、⑤は災害の日から30日以内。
※申請書は同課・市公式ウェブサイトで配布。



市民税課で受け付けています

よくある質問にお答えします

Q 今年の3月に退職して現在は無職ですが、市民税・県民税の納税通知書が届きました。どうしてですか？

A 市民税・県民税は前年(1～12月)の所得に対して課税されます。現在は無職でも前年中に一定以上の所得があれば課税され、納税の義務があります。

Q 年金と給与の収入があり、給与から市民税・県民税が引き落とされていますが、年金からも引き落とされるのはなぜですか？二重払いではありませんか？

A 公的年金等に係る所得について算出した税額は年金から引き落とされます。その分は給与から引き落とされることはありませんので、二重払いではありません。

Q 収入は公的年金だけです。納税通知書の所得欄に「雑」と書いてありました。どういうことですか？

A 税金算出時に、公的年金の収入金額を「所得」に計算し直したものを、「雑所得」として通知書に記載しています。

Q 私は夫の扶養家族になっているのに納税通知書が届きました。どうしてですか？

A 給与収入103万円までは、税金上の扶養に入ることができます。しかし、市民税・県民税は本人に税金上の扶養家族がいない場合は、給与収入97万円を超えると課税されます。



●扶養親族がいない ↓ 前年の合計所得金額が32万円以下
●扶養親族がいる ↓ 前年の合計所得金額が32万円×(1+扶養親族数)+18万9000円以下

●所得割が課税されない人
次のいずれかに該当する人。
●扶養親族がいない ↓ 前年の総所得金額等が35万円以下
●扶養親族がいる ↓ 前年の総所得金額等が35万円×(1+扶養親族数)+18万9000円以下

◎市民税・県民税の減額または免除

次の①～⑤に該当する人は、市民税・県民税が減額または免除される場合があります。
①生活保護減免 本年1月2日以後に生活保護法の規定による保護を受けた

